

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の該当法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

資料番号	2
担当課	医療対策課

法令名	医療法	根拠条項	第55条第3項	許認可等の内容	目的たる業務の成功の不能、総会の決議による社団法人たる医療法人の解散の認可	担当課	医療対策課
-----	-----	------	---------	---------	---------------------------------------	-----	-------

○医療法（昭和二十三年七月三十日 法律第二百五号）

第五十五条 社団法人たる医療法人は、左の事由によつて解散する。

- 一 定款をもつて定めた解散事由の発生
- 二 目的たる業務の成功の不能
- 三 総会の決議
- 四 他の医療法人との合併
- 五 社員の欠亡
- 六 破産
- 七 設立認可の取消

2 財団法人たる医療法人は、左の事由によつて解散する。

- 一 寄附行為をもつて定めた解散事由の発生
- 二 前項第二号、第四号、第六号又は第七号に掲げる事由

3 第一項第二号又は第三号に掲げる事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

5 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。